



平成28年度トップレベル事業所の 認定について



東京都環境局地球環境エネルギー一部総量削減課
課長代理（テナント対策担当） 大場教司



東京都環境局



Agenda

1. トップレベル事業所認定状況

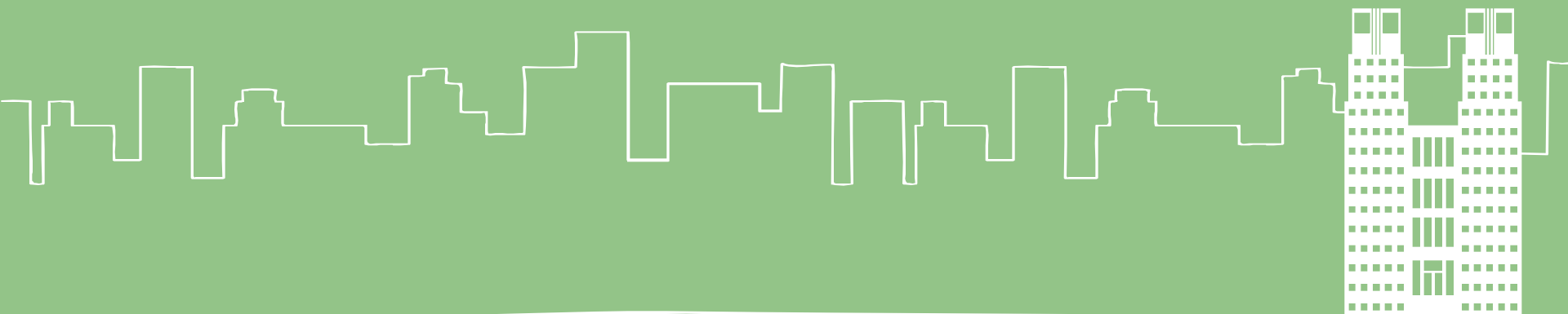
2. トップレベル事業所ラベリング制度

(参考資料 1) トップレベル事業所制度

(参考資料 2) 平成28年度認定事業所事業所概要



1. トップレベル事業所認定状況



1. トップレベル事業所認定状況

- 体制・設備・運用の取組が特に優良な事業所を認定
- 制度対象事業所全体の省エネ対策をより高い水準に引き上げるための牽引役

- ✓ 総認定事業所数：**100**/1300事業所（平成22～28年度）
- ✓ 対象事業所の **約8%**
- ✓ 平成28年度には、**20** 事業所を認定
- ✓ 事務所、商業、医療、情報通信、工場など幅広い用途の事業所を認定
- ✓ 竣工年度の古い建物から新しい建物まで広く認定

1. トップレベル事業所認定状況

◎トップレベル事業所認定状況（平成28年度認定）

区分Ⅰ・トップ（8事業所）

赤坂Kタワー ◎

アット東京中央第2センター ◎

グラントウキョウサウスタワー

グラントウキョウノースタワー

JPタワー ◎

清水建設株式会社本社ビル ◎

東京スカイツリータウン

パナソニック東京汐留ビル

◎第2計画期間 新規トップ取得事業所

1. トップレベル事業所認定状況

◎トップレベル事業所認定状況（平成28年度認定）

区分Ⅰ・準トップ（9事業所）

赤坂インターシティ・ホームツバイカウント

赤坂Bizタワー

ゲートシティ大崎

J R 東急目黒ビル

J R 南新宿ビル ◎

帝京大学板橋キャンパス ◎

電通本社ビル

豊洲三丁目熱供給施設

西池袋熱供給株式会社センタープラント ◎

◎第2計画期間 新規準トップ取得事業所

1. トップレベル事業所認定状況

◎トップレベル事業所認定状況（平成28年度認定）

区分Ⅱ・トップ（1事業所）

東京都水道局八坂給水所 ◎

◎第2計画期間 新規トップ取得事業所

区分Ⅱ・準トップ（2事業所）

東京都水道局練馬給水所

東京都水道局淀橋給水所

2. トップレベル事業所ラベリング制度



2. トップレベル事業所ラベリング制度

ラベリング制度導入の背景

- ✓ トップレベル事業所認定制度の認知度向上
- 
- ✓ トップレベル事業所認定取得の意欲向上
- 
- ✓ 制度対象事業所の排出削減への取組の向上



トップレベル事業所ラベリング制度

- ✓ トップレベル事業所認定証
- ✓ トップレベル事業所ロゴマーク

2. トップレベル事業所ラベリング制度

トップレベル事業所認定証

- ✓ 平成28年度以降に認定された事業所に対して認定証を交付
- ✓ 平成27年度以前に認定された事業所は申請に応じて認定証を交付
 - ※ 詳細については、環境局ホームページ等で周知
- ✓ 詳細の使用ルールは、ロゴマーク使用規程を参照

トップレベル事業所ロゴマーク

- ✓ 使用の際には、東京都へ届出
- ✓ 詳細の使用ルールは、ロゴマーク使用規程を参照

2. トップレベル事業所ラベリング制度

トップレベル事業所ロゴマーク使用例

- ✓ トップレベル事業所認定証を受付等に掲示
- ✓ 記念の楯のカウンター等への設置

※ トップレベル事業所ロゴマークの周知に御協力ください

(参考資料1) トップレベル事業所制度



(参考 1) トップレベル事業所制度

◎トップレベル事業所制度とは

✓ C&T制度における**トップレベル事業所等の認定**（削減義務率の緩和）

✓ トップレベル認定は、2010年度開始

トップレベル事業所：総合得点が80.0点以上（削減義務率を1/2に減）

※必須項目について、評価点0点の項目が一つも無いこと等の認定要件がある。

準トップレベル事業所：総合得点が70.0点以上（削減義務率を3/4に減）

※必須項目について、評価点0点の項目が4以内であること等の認定要件がある。

区 分		削減義務率 第二計画期間	トップレベル 事業所	準トップレベル 事業所
I - 1	オフィスビル等と地域冷暖房施設 （「区分 I - 2」に該当するものを除く。）	17%	8.5%	12.75%
I - 2	オフィスビル等のうち、他人から供給された 熱に係るエネルギーを多く利用している事業所	15%	7.5%	11.25%
II	区分 I - 1、区分 I - 2以外の事業所 （工場等）	15%	7.5%	11.25%
削減義務率			1 / 2	3 / 4

※認定年度から当該年度が属する削減義務期間の終了年度まで

(参考 1) トップレベル事業所制度

◎トップレベル事業所認定評価項目

評価項目	区分Ⅰ						区分Ⅱ											
	事務所等			地域冷暖房			工場他			上水道施設			下水道施設			廃棄物処理施設		
	必須	一般	加点	必須	一般	加点	必須	一般	加点	必須	一般	加点	必須	一般	加点	必須	一般	加点
I 一般管理事項	17	4	2	17	3	2	17	4	2	17	4	2	17	4	2	17	4	2
Ⅱ 建物及び設備性能に関する事項	25	39	51	22	28	39	14	51	133	13	28	101	17	41	102	15	32	106
Ⅲ 事業所及び設備の運用に関する事項	14	53	8	11	44	8	32	49	50	22	40	32	22	39	35	23	33	32
小計	56	96	61	48	77	49	63	104	185	52	72	135	56	84	139	55	69	140
計（必須＋一般）	213（152）			174（125）			352（167）			259（124）			279（140）			264（124）		

評価項目

- ◆Ⅰ 一般管理事項・・・推進体制、コミショニングなど
- ◆Ⅱ 建物及び設備性能に関する事項・・・建物及び設備の省エネ性能
- ◆Ⅲ 事業所及び設備の運用に関する事項・・・運用管理、保守管理

評価分類

- ◆必須項目・・・全ての認定申請事業所において評価の対象、トップレベル事業所等が必ず取り組むべきもの
- ◆一般項目・・・全ての認定申請事業所において評価の対象、トップレベル事業所等が優先的に取り組むべきもの
- ◆加点項目・・・認定申請事業所において、取組を行っているとき、評価の対象とするもの

(参考1) トップレベル事業所制度

◎トップレベル事業所イメージ

■主に評価点0.5以上の評価項目について、得点状況を示している。
評価項目下のバーは、高さ：重み係数、長さ：評価点（0~1）を示す。
（◎：必須項目、○：一般項目、+：加点項目）

90点程度



◎ II 3a.1 高効率熱源機器の導入（DHC受入）

+ II 3a.23 中温冷水利用システムの導入

+ II 3a.26 エネルギーの面的利用の導入

+ II 3a.18 高効率コージェネレーションの導入



○ II 1.3 再生可能エネルギー・未利用エネルギーシステムの導入



◎ II 3c.1 高効率照明器具の導入

◎ II 3c.3 照明の初期照度補正制御の導入

◎ II 3c.4 照明のゾーニング制御の導入

○ II 3c.8 照明の昼光利用照明制御の導入

○ II 3c.9 照明の人感センサーによる在室検知制御の導入

◎ III 1c.1 居室以外の照度条件の緩和

+ III 1c.5 事務室の照度条件の緩和



○ II 2.1 高性能な建物外皮の導入

+ II 2.4 ブラインドの日射制御及びスケジュール制御の導入



◎ I 4.3 CO₂削減目標の設定、CO₂削減対策計画の立案及び実績の集約・評価の実施

◎ I 4.6 改善策の立案・実施及び効果検証の実施

○ I 4.7 コミッショニング(性能検証)の実施



◎ II 3b.1 高効率空調機の導入

◎ II 3b.2 高効パッケージ形空調機の導入

○ II 3b.8 空調機の変風量システムの導入

○ II 3b.12 外気冷房システムの導入

○ II 3b.13 CO₂濃度による外気量制御の導入

+ II 3b.20 全熱交換器の導入

◎ III 1b.1 室使用開始時の空調起動時間の適正化

◎ III 1b.3 居室の室内温度の適正化

◎ III 1b.4 ファンの間欠運転の実施

○ III 1b.8 クールビズ・ウォームビズの実施

○ III 1b.13 エレベーター機械室・電気室のファンの夏季停止



○ II 1.2 自然通風を利用したシステムの導入



(参考資料2) 平成28年度認定事業所 事業所概要

